

(案)

長久手市行政改革指針(平成31年改訂)【概要版】

1. 行政改革指針【改訂版】の策定について【P1】

(1) 改訂前行政改革指針の取組状況(平成29年度～平成30年度)

平成29年に策定した(改正前)行政改革指針では、行政運営を改善する取組として、次の3つの基本項目をあげて重点的に取り組んできました。

- ・ 合理的・効率的な行政運営の推進
 - ICT化と業務改革の一体的な取組の実施等
- ・ 財政マネジメントの強化
 - 公共施設等総合管理計画の策定、中期財政計画の策定等
- ・ 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進
 - 指定管理者制度(保育園、福祉の家施設等)の実施、委託等

(2) 行政改革指針の改訂

引用計画を第6次総合計画に変更し、また、重点課題の設定、中期財政計画と連動を図り、より効果的な指針にするため改訂を行う。

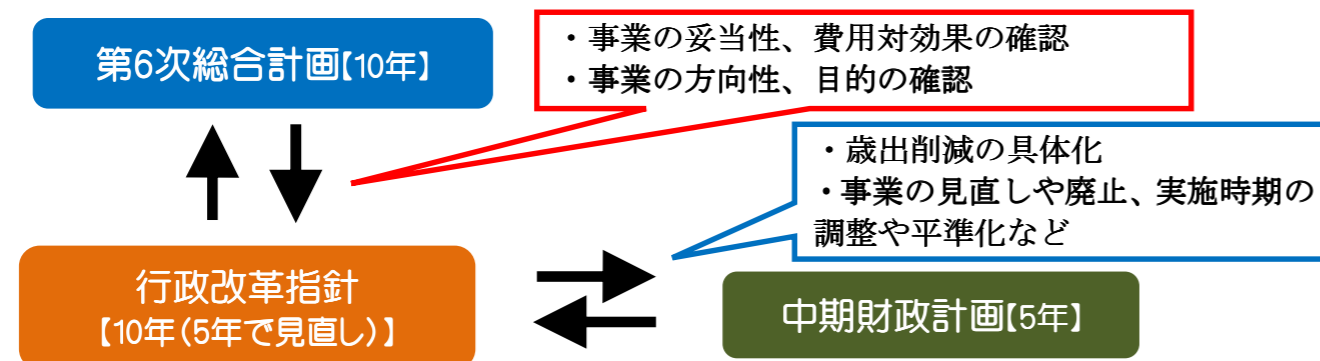
2. 指針を実現するための重点課題について【P13】

第6次総合計画の7つの基本目標を意識しながら、その7つ目の目標である市政運営に係る『市民から信頼される市政の運営』について、以下の重点課題を設定して取り組む。これらの重点課題は相互に関連するため、それぞれが連動して取り組むことが必要となる。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 経営改革の推進 | 5 横断的な事務の推進(連携改善) |
| 2 財政改革の推進 | 6 協働事業の拡大 |
| 3 自治体間連携の推進 | 7 市民参加の仕組みづくり |
| 4 ICTの活用 | 8 職員の働き方改革の推進 |

3. 行政改革指針の位置付け、運用等について【P23】

(1) 行政改革指針の位置付け(総合計画、中期財政計画との相関)



(2) 行政改革指針の運用

行政改革指針は、本市の行政改革を進めるうえでの羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針とし、以下のとおり運用する。

ア 運用期間

平成31年4月1日から第6次総合計画の満了まで

※5年後に必要なに応じて中間見直しを行う。

➢引用計画の期間と同じとする。

イ 推進体制

行政改革推進本部(内部の幹部で構成する機関による意思決定)

➢行政改革の方向性を決定する機関とし、行政改革の推進(指針の運用)を行う。特に重点課題について、具体的な取組内容及び担当部局を決定し、各担当部局が決定された取組内容を実行する。

ウ 諮問機関

行政改革推進委員会(外部有識者等)

➢行政改革の推進について、助言(答申)し、施策、事業等の改善の取組について、評価を行う。

エ 重点課題の検証

- ・ 行政改革推進本部において、重点課題の具体的な内容を決定する。
- ・ 担当部局が重点課題の取組を実施する。
- ・ 担当部局が重点課題の取組の進捗状況を行政評価により、検証を行う。【内部評価】
- ・ 行政改革推進委員会が内部評価の検証を行う。【外部評価】
- ・ 行政改革推進本部において、内部評価・外部評価の検証の結果をもとに重点課題への取組の修正を行う。
- ・ 担当部局が重点課題の取組を再び実施する。

<重点課題の検証のフロー図>

